

第2次 周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南） ～後期～

令和3年度

男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況

（報告書）



令和4年7月

周南市人権推進課男女共同参画室

令和3年度 第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～後期～

報告書

目 次

- ・はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ・周南市の男女共同参画推進の概要について・・・・・・・・ P 2～3
- ・3つの基本目標と11の重点項目・・・・・・・・・・・・ P 4～11
- ・周南市男女共同参画推進体制組織図・・・・・・・・・・・・ P 12
- ・令和3年度の目標指標の達成状況一覧表・・・・・・・・ P 13～14
- ・具体的な施策と事業の実施状況・・・・・・・・・・・・ P 15～34
- ・《参考資料》前期の目標指数に対する進捗状況・・・・ P 35

はじめに

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

周南市においても、この法律の趣旨に沿って平成 16 年 3 月に基本的な考え方と推進の方向を示す「周南市男女共同参画推進条例」を制定し（平成 16 年 4 月 1 日施行）、平成 17 年 3 月にはこの条例に基づく男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」を策定し、改定を重ね、男女共同参画社会の実現のための施策を展開してきました。

しかし、人々の生活スタイルや価値観の多様化など、社会や環境が変化しているにもかかわらず、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残り、あらゆる分野で意思決定の場への女性の参画が進んでいるとはいえない状況にあります。

これらの課題解決に向け、国においては、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、令和 2 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」を閣議決定、県においては令和 3 年 3 月に「第 5 次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、基盤の整備が一層進められています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな課題に対応するため本市では、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、令和 2 年 3 月に「第 2 次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～後期～」を策定しました。

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「一人ひとりがいきいきと輝くことで、まち全体が輝きや活気に満ちた社会」です。そのため、男女が社会の対等な構成員として、一人ひとりのライフステージで輝きを放ち、誇りをもって笑顔で暮らすことができる社会の実現に向け、社会情勢の変化に対応しながら男女共同参画を推し進めていけるよう、後期計画の基本理念を「～みんなが“笑顔”になれる～男女共同参画社会の実現」としています。

この報告書は、周南市男女共同参画推進条例（平成 16 年周南市条例第 7 号）第 17 条（年次公表）に基づき、基本計画に掲げた目標指標（令和 6 年度）及び現状値（平成 30 年度）を踏まえ令和 3 年度の実績値を調査し、達成状況を報告書にまとめたものです。

周南市の男女共同参画推進の概要について

男女共同参画においては、男女の平等を基本とした上で、男女が各々の個性に基づいて能力を十分に発揮すること、また、男女が公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野（職場、学校、地域、家庭等）で意思決定過程に参画することが重要であることから「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年 6 月に制定されました。本市においても、この基本法の趣旨に沿って周南市男女共同参画推進条例を制定し、改定を重ね、男女共同参画を推進しています。

* 男女共同参画社会とは？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

—男女共同参画社会基本法 第2条—

* 男女共同参画と制度や慣行は？

国をあげてさまざまな男女共同参画への取組が進められています。

こうした取組が「男らしさ」や「女らしさ」、また、日本の伝統・文化を否定するものではないか、専業主婦を否定するものではないか、といった論議がされましたが、男女共同参画はこうしたことを否定するものではありません。

しかし、「男らしさ」「女らしさ」を強調しすぎたり、パターン化してしまうことは、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができなくなる場合があります、問題があるとされています。

—国会質疑を参考として—

* 「ジェンダー主流化」とは？

社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「ジェンダー主流化」とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダー視点を取り込むことをいいます。また男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながります。

—第5次男女共同参画基本計画を参考として—

* 第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～後期～とは？

【計画の位置づけ】本計画は、「男女共同参画基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」及び「周南市男女共同参画推進条例」に定める「基本計画」であり、国や県の基本計画を踏まえ、「周南市まちづくり総合計画」その他の関連計画との整合性を図り、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。また、本計画の一部を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」と位置付け、本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づく「市町村基本計画」と位置付けています。

【計画の期間】計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

【計画の基本目標】

基本目標1	男女がともに活躍できる地域社会づくり 【周南市女性活躍推進計画】
基本目標2	男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり
基本目標3	男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり 【周南市DV防止基本計画】

【施策の体系】各々の目標達成のための重点項目(11項目)と、この重点項目に取り組む具体的な施策における26の目標指数を体系的に定め、総合的かつ計画的に推進することとしています。

本市では、第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～後期～(令和2年3月改定)において男女共同参画社会の実現に向けた3つの基本目標を定め、それぞれの目標ごとに事業を実施します。

令和3年度男女共同参画推進事業は、コロナ禍において中止・縮小せざるを得ない事業もありましたが、創意工夫し、総合的かつ計画的な実施に努めました。

今後とも、男女共同参画社会の実現を目指し、引き続きそれぞれの施策や事業を積極的に実施し、全市的な推進を図っていきます。

第2次周南市男女共同参画基本計画すまいるプラン周南～後期～

3つの基本目標と11の重点項目

基本目標1 男女がともに活躍できる地域社会づくり

多様な個性と能力を持つ人材が、性別にかかわらず、さまざまな立場から社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮しながら活力ある地域社会を実現することは、男女共同参画社会の実現と共通する目標です。

「参画する」ということは、社会のあらゆる意思決定の場で計画・立案の段階から主体的に関わり、責任を担うことで、極めて重要なことです。

また、雇用の分野における女性参画の促進は、男女の雇用の均等な機会と待遇が確保され、多様な働き方に対応する働きやすい職場環境の整備が必要です。

仕事と生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護支援策の充実、地域活動への参画促進、男性の意識改革などの環境づくりを推進します。

重点項目1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策・方針決定にともに参画することは、多様な価値観や発想を取り入れた男女共同参画社会を実現するために、非常に重要な課題です。

周南市においても、男女共同参画推進条例第11条に、審議会委員の選出にあたって「男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努めます」と数値目標を定めていますが、審議会委員や管理職に占める女性の割合は十分でない状況です。

◆ 審議会等における女性委員の割合 **人権推進課**
令和3年度（令和4年4月1日時点） 32.4%（平成30年度 30.9%）※目標値 40.0%

◆ 女性のいる審議会等の割合 **人権推進課**
令和3年度（令和4年4月1日時点） 87.5%（平成30年度 87.9%）※目標値 95.0%

◆ 市の課長級以上の女性職員の割合 **人事課**
令和3年度（令和4年4月1日時点） 6.7%
（課長級以上の職員 134人のうち女性職員は9人）※目標値 10.0%

このほか、あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を進めるため、行政自らがポジティブ・アクション（積極的改善措置）*1を推進するとともに、事業所や団体活動においても参画・活躍の機会を広げていくため、情報や学習機会の提供を行い、社会全体の理解の促進を図る必要があります。

*1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

重点項目 2 仕事と生活の調和の推進

一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発など仕事以外の生活がともに充実していることが必要です。

市民アンケート調査では、「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」のすべての両立を理想とする人の割合が最も多く 22.1%ですが、実際にすべてを両立している人は 2.8%となっています。

また、男女が共に働き、家庭や地域活動を両立していくために「育児や介護のための保育施設、福祉施設等のサービスの充実」が必要であると考える人は 54.3%、次いで「夫が積極的に家事や育児、介護へ参加すること」と考える人は 47.3%となっています。

少子高齢化など社会環境が急速に変化する中、女性の社会進出が進み、豊かで活力ある社会を維持していくためには、男女がともに家庭的責任を担い、男性の育児休業・介護休業制度の取得促進を含めた各種休業制度を取得しやすい環境づくりの推進、多様化する子育て及び高齢者、障害者等の自立や介護に関わる社会的支援の充実を図ることが求められています。

市は多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援として、保育所等運営事業、児童クラブ事業、子育て世代包括支援センター事業、認知症施策総合推進事業、障害児者の家族等への支援など、さまざまな事業を展開しており令和3年度は病児保育施設を新たに1施設増設しました。

また、市職員に対しては「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を改訂し、男性職員の育児休業取得者（1月以上）の割合を令和7年度までに30%以上にすることを目標に取組を進めています。

重点項目 3 働く場における男女共同参画の推進

近年の社会経済情勢において、男女問わずパートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者が増加しており、とりわけ、女性就業者の約半数以上は非正規雇用で、男女間の賃金格差の一因となっています。

また本市では依然として、女性労働力率において、出産・子育てなどで仕事を中断する、いわゆるM字カーブ*2を描いており、国や県と比べ低くなっています。

これらは、就職を機に若い世代、特に女性の県外への流出が多くなっていることや、女性が働きたいと希望する雇用の機会が限られていることなどが要因と考えられています。

市民アンケートの調査では、57%の人が、女性が「仕事や職場」において活躍するために必要なことは「育児や介護との両立のための職場の支援制度の整備」だと思っていると回答しています。就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められていることがうかがえます。

雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保とともに、ライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方ができるよう職場環境づくりの推進が必要です。山口県においては、男女共同参画の視点に立った職場の環境づくりを推進するため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業所や団体などを「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、その活動を支援します。

◆やまぐち男女共同参画推進事業者 人権推進課
令和3年度 周南市は 61 事業所（累計） ※目標値 70 件

◆女性の市内就業者数 商工振興課
令和3年度 17,658人（H30年度 17,272人）※目標値 平成30年度現状維持

◆農林漁業の分野における「家族経営協定数」 農林課
令和3年度 13世帯（平成30年度 12世帯）※目標値 15世帯

企業の取組や、女性の就業者数に増加が見える一方、農業委員など、応募者、被推薦者に女性がいなかった、いても少なかったことにより女性委員数が減少したため、次期改選時の課題となっている項目もあります。

◆農業委員に占める女性の割合 農業委員会
令和3年度 16.7%（平成30年度 17.6%）※目標値 25.0%

◆農地利用最適化推進委員 農業委員会
令和3年度 6.3%（平成30年度 12.5%）※目標値 25.0%

*2 M字カーブ…女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口の占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代を谷とし、20歳代と40歳代が山になるM字曲線を描くこと。

重点項目 4 地域社会における男女共同参画の推進

これまで高齢者福祉、子育て、環境活動等のさまざまな地域活動は、女性の力によって支えられてきましたが、地域活動における組織の方針決定の場には、女性や若い世代の参画は進んでいないのが現状です。

活力ある地域社会の実現のためには、男女を問わず、さまざまな世代が主体的・積極的に地域活動に参画し、多様な発想や価値観で地域を支え活躍できるよう、意識啓発や、市民団体及び人材の育成等が必要です。

市民アンケート調査では、男女共同参画の地位の平等について、「地域社会」では「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した人の割合が42.5%で前回から0.3ポイント下がっています。

◆自治会長に占める女性の割合 地域づくり推進課
令和3年度 13.2%（平成30年度 11.5%）※目標指数 13.0%

重点項目 5 国際社会における男女共同参画の推進

日本は国際的にみて女性の地位が低いとされ、本市においても男女共同参画の視点に立った世界の動向や国際規範等の周知に努め、市民の国際理解の推進と国際意識の高揚を図ることが必要です。

ジェンダー・ギャップ指数^{*3}において、日本は経済、政治の分野で特に順位が低く、2022年の日本の総合順位は146か国中116位（指数0.650）、「経済」は121位（指数0.564）、「政治」は139位（指数0.061）となっています。

また、国際化の進展に伴い、市内で就労・生活する外国人や留学生が今後ますます増加することが予想され、男女共同参画の視点に立った多様な価値観や文化を理解し、相互理解を深めることが必要です。

◆国際交流事業（姉妹都市交流事業・国際交流サロン事業）

観光交流課

令和3年度参加者 545人（平成30年度参加者数 1,115人）※目標値1,200人

※令和3年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止により、姉妹都市との青少年訪問団派遣・受入事業が中止されました。

*3 ジェンダー・ギャップ指数…「世界経済フォーラム」(WEF)が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、各国の男女格差を示す指数。(0が完全不平等、1が完全平等を示す。)

基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり

男女が一人ひとりの人間として尊重され、性別を理由とする差別的な扱いを受けず、個人の人権が尊重されることは、男女共同参画の基本です。

根強く残った性別による固定的な社会通念・慣習・しきたりを改善し、男女を取り巻く状況について一人ひとりが理解し、自ら行動するための意識づくり・人づくりが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った学校教育や社会教育により、男女共同参画について認識を深め、人権尊重の意識づくりとともに、理解し行動できるための教育・啓発活動を積極的に行います。

また、行政と市民の協働による男女共同参画社会の実現のため、市民活動の組織づくりとその支援を推進します。

重点項目 6 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女がともに互いの人権を尊重し合い、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる生き方が尊重されなければなりません。

市民アンケートの調査によると、「男性は仕事」「女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が18.3%で、前回の30.3%から大きく変化しています。また「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」は44.6%で、前回の33.1%を上回り、時代とともに意識が変化してきたことがわかります。

一方で「社会全体での男女の地位の平等」については、平等と考える市民の割合が22.8%、「男性の方が優遇・どちらかといえば優遇されている」と考える市民の割合は55.5%と半数以上であり、依然として女性の不平等感が解消されていない状況です。

男女が社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野において参画できるようにするためには、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女共同参画に関する認識を深め、男女共同参画の視点での社会慣行や制度を見直していく啓発、広報活動が必要です。

重点項目 7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。固定的な性別役割分担意識は家庭、職場、地域社会の中に根強く残っており、男女共同参画社会の阻害要因となっています。これらの改善に教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

また、結婚、出産、育児等によりキャリアデザインを描きにくい女性に対して、能力が発揮できるよう女性のエンパワーメント*4の促進や、企業におけるダイバーシティ（多様性）*5の尊重、多様な価値観を包括する教育を行う必要があります。市民や企業の社員、市職員等に男女共同参画について学習の機会を提供するため、男女共同参画推進員による講座や、セミナー等を開催します。

◆男女共同参画推進員による講座等 人権推進課

令和3年度 参加者数 530人（平成30年度1,167人）※目標値1,900人

*4 エンパワーメント…個人として、そして(あるいは)社会集団として、意思決定過程に参画し、経済力や方針決定力、自己決定力などの自立的な力をつけること。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性も対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方。

*5 ダイバーシティ(多様性)…性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会。「企業におけるダイバーシティ」とは、さまざまな違いを尊重して受け入れ、幅広い人材を積極的に生かすことにより、変化し続けるビジネス環境や多様化する顧客ニーズに最も効果的に対応し、企業の優位性を創ること。

重点項目 8 市民との協働と推進体制の整備充実

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりが男女共同参画について理解し、主体的に行動することが大切です。市民活動団体の男女共同参画に関する取組や、男女共同参画推進員の活動などを通じて市民リーダーの育成を図りながら、市民と行政が協働して男女共同参画に取り組みます。

本計画を実効性のあるものとするためには、本市の男女共同参画推進本部など庁内組織の機能充実を図ると同時に、各所属が連携して本計画の実行にあたること、審議会の意見を反映し推進状況について共通の理解を深めることが重要です。

◆男女共同参画推進員による活動（地域講座、勉強会、啓発活動等）人権推進課

令和3年度 実施回数 20回（平成30年度 13回）※目標値 15回

基本目標 3 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、その生涯を通して健康で、安心して暮らすことのできる社会づくりが非常に重要です。

個人に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえでの克服すべき課題です。配偶者等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなどのあらゆる暴力根絶に向けた取組を推進します。

また、誰もがお互いの身体的性差や性の多様性を十分に理解し合い、多様な生き方を認め合い、思いやりを持って生きていくことや、年齢や障害、性別にかかわらず、その意欲や能力に応じて、あらゆる人が自立して、いきいきと安心して暮らせる社会づくりのための取組を進めることが必要です。

重点項目 9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

女性に対する暴力は、女性の人権の軽視が根底にあり、その背景には固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、暴力を容認する社会風潮などが複雑に絡み合っています。

近年、大きな社会問題となっている女性や子どもに対する暴力を、社会全体として許さない市民意識を醸成し、あらゆる暴力を未然に防止し、暴力根絶に向けた取組を推進します。

市はDV被害の相談先を広報やホームページ、男女共同参画情報誌『じょいんと』で周知し、一人で悩まず相談を促す啓発を実施します。また、国や県が作成したDVや性暴力の相談先を紹介したカードを、本庁舎内及び公共施設のトイレに設置するなどの啓発に努めます。

被害を未然に防止することが重要であることから、若い世代に対してDVについて学ぶ機会を提供するためデートDV講座を開催し、市内の高校等に積極的な参加を呼び掛けます。

◆デートDV講座 人権推進課

令和3年度 受講者数 243人（平成30年度 393人）※目標値 1,000人

DV被害者への適切な支援のため、こども・子育て相談センターに女性相談員を配置し、被害者本人や家族から相談を受けています。

また、警察、児童相談所等の関係機関との連携体制の充実にも努め、被害者の安全確保を図り、必要な支援を行います。

こども・子育て相談センターには女性相談員だけでなく、子ども家庭支援員、虐待対応専門員等を配置し、妊娠、出産、子育て等に関するあらゆる相談に応じるとともに、関係機関と連携し、児童虐待の通告に対して適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。

このほか、もやいネットセンターを核として、福祉の総合相談体制、地域見守りネットワークを構築することで、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

障害者やその家族等に対しては、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者や関係機関と連携して相談支援体制の充実を図ります。

今後も暴力を許さない意識づくりの推進と、被害者の相談・保護、自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、相談機能や連携体制の強化に努めます。

重点項目 10 生涯を通じた健康づくりの推進

女性には妊娠や出産などにかかわる身体機能があり、生涯にわたるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*6は女性の人権の重要な一つと認められています。

妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目であるため、安全・安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目のない支援体制の強化を図ります。

◆妊婦健康診査受診率 あんしん子育て室

令和3年度 99.0%（平成30年度 100.7%） ※目標値 100.0%

また、男女を問わず、性を尊重する意識づくりを行うとともに思春期や出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを支援しています。

生涯を健康に過ごすために、飲酒、喫煙、性感染症など、心身の健康に影響をもたらす問題について啓発や教育を行い、健康被害に関して正しい理解をするとともに、生活習慣病を予防し、健康診査等による早期発見・早期治療への取組が必要です。

◆市の特定健康診査受診率 健康づくり推進課

令和3年度 34.3%（平成30年度 32.3%） ※目標値 60.0%

*6 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）…リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と過程のすべての側面において、単に疾病や障害がないというだけでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている。

重点項目 11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

少子高齢化の進行、社会環境やライフスタイルの変化に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加傾向にあります。また非正規労働者の増加といった雇用環境の変化などにより、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は、経済的な問題をはじめ、生活上の困難を抱えやすく不安定な状況に置かれがちです。

とりわけ、後期高齢者の人口が増える中、生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、生活実態、意識、身体機能の違いへの配慮など、男女共同参画の視点を持ったきめ細かな施策の展開が求められます。

◆認知症サポーター養成者数 地域福祉課

令和3年度 累計 14,935人（平成30年度 13,338人） ※目標値 19,000人

また性的少数者の人権が尊重され、性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれることのないよう、性の多様性について正しい理解を深めるための啓発への取り組みが重要です。年齢や性別、障害にかかわらず、あらゆる人が安心して暮らせるよう多様な生き方を認め合い、支援に取り組む環境づくりが必要です。

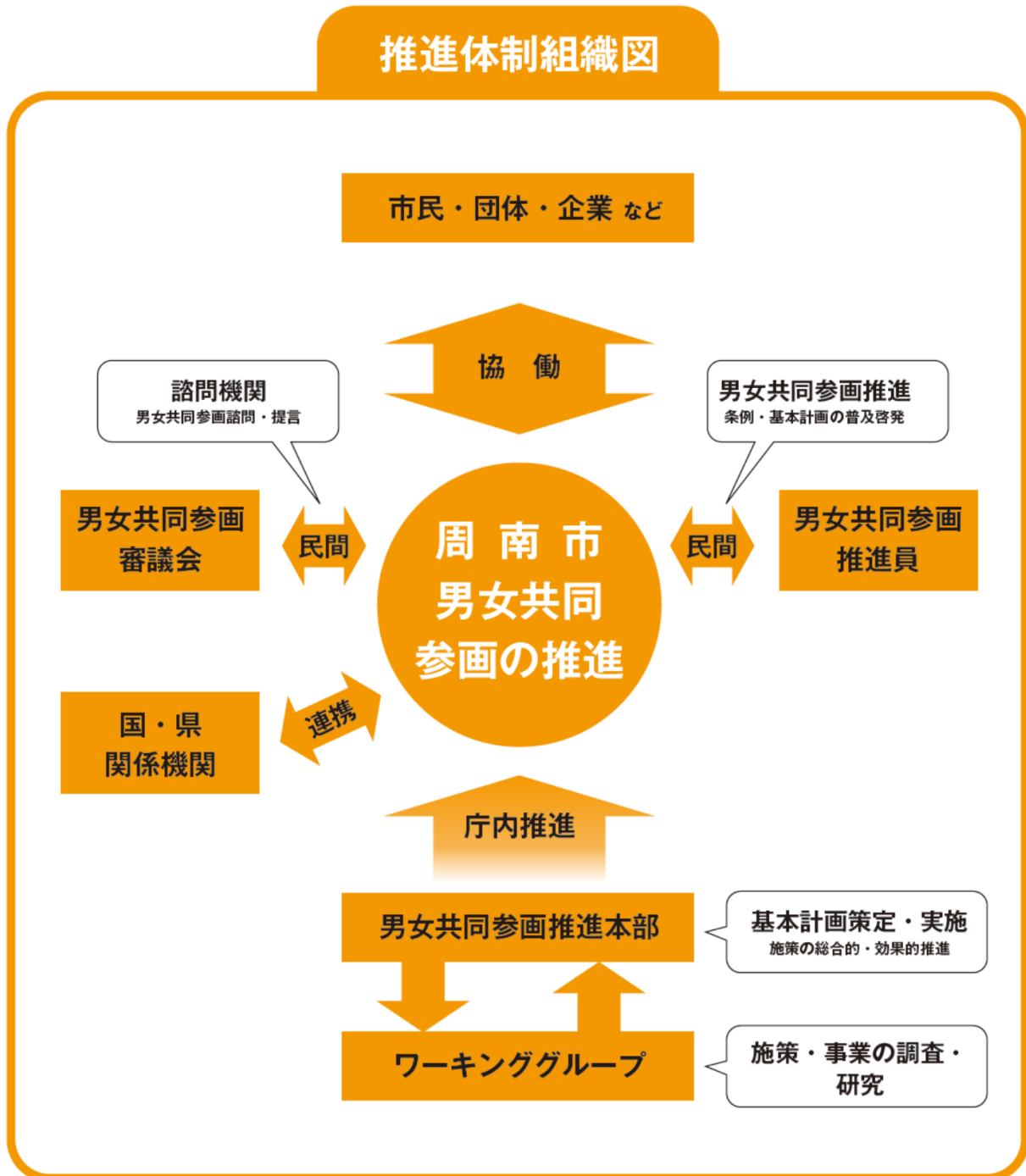
防災分野においては、これまでの過去の災害を踏まえ、防災対策などの計画段階に女性が参画し、男女共同参画の視点を持って、平常時から防災・災害時対策を講じる必要があります。

◆防災会議の8号委員*7に占める女性の割合 防災危機管理課
令和3年度 33.3% (平成30年度 33.3%) ※目標値 40.0%

*7 防災会議の8号委員…周南市防災会議条例第3条第5項第8号に規定されている。防災会議の構成委員の規定で、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者をいう。

周南市男女共同参画推進体制組織

推進体制組織図



第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～後期～の目標指標の達成状況一覧表

目標指標	所管課	単位	目標指数		令和2年度実績値	令和3年度実績値	目標値の達成状況 (◎・○・△・×)	令和3年度実績値が平成30年度の現状値を下回った理由
			平成30年度現状値	令和6年度目標値				
基本目標1 男女がともに活躍できる地域社会づくり								
重点項目1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大								
● 市の各種審議会等における女性の割合	人権推進課	%	30.9	40.0	32.4	32.4	○	
● 市の審議会等で女性委員のいる審議会等の割合	人権推進課	%	87.9	95.0	89.1	87.5	×	新たに設置された審議会に女性の委員を登用できなかったため。
★ 市職員の課長級以上の女性職員の割合	人事課	%	6.8	10.0	9.2	6.7	×	令和3年度、課長級以上の女性職員の退職者が多かったが、新たな登用者がいなかったため
▲ 市政への市民参加「ぜひ参加したい」「機会があれば参加したい」という女性の割合	人権推進課	%	23.9	25.0	—	—	—	
重点項目2 仕事と生活の調和の推進								
★ 病児保育事業実施数	こども支援課	か所	3	4	3	4	◎	
▲ 子育て支援や少子化対策の充実に対する満足度 ※20～30歳代・乳幼児を持つと思われる親世代	次世代政策課	%	47.6	60.0	—	—	—	
★ 積極的に育児をしている父親の割合	あんしん子育て室	%	66.6	70.0	—	—	—	
重点項目3 働く場における男女共同参画の推進								
● 市内事業者の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定件数	人権推進課	件	51	70	59	61	○	
★ 女性の市内就業者数(雇用保険の被保険者数)	商工振興課	人	17,272	現状維持	1,7711	17,658	◎	
● 家族経営協定数	農林課	件	12	15	13	13	○	
● 農業委員に占める女性の割合	農業委員会	%	17.6	25.0	16.7	16.7	×	令和2年の改選で委員数が17名から18名に増えたため。
★ 農地利用最適化推進委員に占める女性の割合	農業委員会	%	12.5	25.0	6.3	6.3	×	令和2年の改選で女性の農地利用最適化推進委員が4名から2名に減ったため。
重点項目4 地域社会における男女共同参画の推進								
● 自治会長に占める女性の割合	地域づくり推進課	%	11.5	13.0	12.2	13.2	◎	
重点項目5 国際社会における男女共同参画の促進								
● 国際交流事業参加者数 ※姉妹都市派遣事業・国際交流サロン事業等参加者の延べ人数	観光交流課	人	1,115	1,200	96	545	×	令和3年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止により、姉妹都市との青少年訪問団派遣・受入事業を中止した。

● 前期の達成状況リストと同じ項目で、なおかつ、令和3年度の数字が出せるもの。

▲ 前期の達成状況リストと同じ項目で、平成30年度実施アンケートからの数字であるため、令和3年度の数字が出せないもの

★ 前期の達成状況リストにない項目

【目標値の達成状況】

◎: 目標値を達成(達成率100%以上)

○: 目標値を概ね達成(達成率80%～100%未満)

△: 目標値を未達成(達成率1%～80%未満)

×: 平成30年度の現状値を下回る(達成率0%以下)

—: 5年毎に実施する市民アンケートの指数であるため令和3年度は未測定(前回平成30年度実施)

目標指標	所管課	単位	目標指数		令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	目標値の 達成状況 (◎・○・△・×)	令和3年度実績値が 平成30年度の現状値を下回った理由
			平成30年度 現状値	令和6年度 目標値				
基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり								
重点項目6 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し								
▲ 男女の地位の平等感 (社会全体)	人権推進課	%	22.8	24.0	—	—	—	
▲ 男女の地位の平等感 (固定的な社会通念・習慣・ しきたり)	人権推進課	%	19.9	21.0	—	—	—	
重点項目7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進								
● 男女共同参画講座、セミナー等への参加者数	人権推進課	人	1,167	1,900	1,451	530	×	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大人数で集まって受講する手法で実施することができなかったため。セミナーはオンラインによる対策を講じたが、申込数は伸びなかった。
▲ 男女の地位の平等感 (家庭)	人権推進課	%	36.2	40.0	—	—	—	
▲ 男女の地位の平等感 (教育)	人権推進課	%	53.1	55.0	—	—	—	
▲ 男女の地位の平等感 (職場)	人権推進課	%	26.6	30.0	—	—	—	
重点項目8 市民との協働と推進体制の整備充実								
★ 男女共同参画推進員の 活動回数	人権推進課	回	13	15	13	20	◎	
基本目標3 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり								
重点項目9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現								
★ デートDV防止講座受講者	人権推進課	人	393	1,000	1,046	243	×	開催回数は例年並みだが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大人数で集まって受講する手法で実施できなかったため。
重点項目10 生涯を通じた健康づくりの推進								
★ 特定健康診査受診率	健康づくり 推進課	%	32.3	60.0	32.8	34.3	△	
● 妊婦健康診査受診率	あんしん 子育て室	%	100.7	100.0	103.4	99.0	×	転出により当市での健診対象外者が増加したため
重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり								
● 認知症サポーター養成数 ※養成者数累計	地域福祉課	人	13,338	19,000	14,629	14,935	△	
★ 防災会議の8号委員に占 める女性の割合	防災危機 管理課	%	33.3	40.0	42.8	33.3	○	

基本目標 1 男女がともに活躍できる地域社会づくり

重点項目 1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

具 体 的 な 施 策	① 政策・方針決定への女性の参画の拡大	
	(ア)	男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどで、政策・方針決定への女性の参画拡大や女性の活躍推進について啓発や情報提供を行います。
	(イ)	市の審議会等委員の女性の割合が4割となるように取り組みます。
	(ウ)	「周南市市民参画条例」に基づき、市民の多様な価値観による意見を、本市の施策に反映するよう努めます。
	(エ)	市も一事業所として、男女を問わず、適材適所の職員配置に努めるとともに、女性職員を多様な職務やポストに積極的に配置し、女性の職域拡大や管理監督者への登用の推進を図ります。
	(オ)	市職員の課長級以上の女性職員の割合が1割となるように取り組みます。
	② 事業所・団体等の活動における女性の参画の促進	
	(ア)	女性の登用促進と職域の拡大について、国、県と連携した啓発や情報収集や提供を行います。
	(イ)	企業職場人権教育連絡協議会において、職場における男女共同参画を促進するための啓発や情報提供を行います。
	(ウ)	年齢や性別を問わずさまざまな人々が自主的・主体的に参画する地域活動を推進します。
	③ 女性の育成支援と情報の収集・提供	
	(ア)	男女共同参画セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどで啓発や情報提供を行い、女性の育成支援をします。
	(イ)	男女共同参画推進員や市民による男女共同参画活動団体が、地域で男女共同参画のための活動ができるように活動支援をします。
	(ウ)	市ホームページやメールマガジン、生涯学習情報紙「ふあいんど」で、家庭生活や家族などの身近な問題を取り上げつつ、女性の社会参画や人権意識が高まるような学習の機会や情報提供を行います。
	(エ)	市職員研修において、女性職員の能力開発の機会を確保し、多様なキャリア形成を支援します。
	(オ)	企業職場ふれあい人権セミナーを、産官学民連携により開催し、男女共同参画について啓発や情報提供を行います。
	(カ)	啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発や情報提供を行います。
	(キ)	市ホームページにおいて、起業に関する相談窓口の情報提供など、市の創業支援事業について紹介し、情報の充実を図ります。

基本目標 1

令和3年度評価 A…積極的に推進 B…現状で実施 C…縮小で実施
 今後 A…積極的に推進 B…現状で実施 C…縮小で実施 D…中止を予定

重点項目 1

※注意事項 令和3年度評価について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった事業については「C」としています。

①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市広報、市ホームページ、情報誌「じょいんと」、男女共同参画セミナー、男女共同参画推進員企画講座、徳山大学委託事業などを通して啓発した。 (セミナー1回 参加人数103人、男女共同参画推進員企画講座5回 参加人数158人、徳山大学委託事業1回 参加人数26人)	B	A
(イ)	全庁総合的取組	人権推進課	審議会等の女性委員の割合を目標の4割となるよう努め、令和3年度(令和4年4月1日時点)は32.4%であった。	B	A
(ウ)	市民参画推進事業	市民の声を聞く課	庁内で市民参画の啓発を回り、各担当部署により様々な手法で市民参画が実施された。また、周南市市民参画推進審議会から実施状況について評価や推進に関する意見をいただいた。いずれも男女を問わず多様な意見が得られた。	B	B
	広聴事業	市民の声を聞く課	まちづくり提言制度、市長と語るまちづくり懇談会、広報等を活用した市民アンケートを実施することで、男女問わず広く市民の意識や意見を把握するよう努めた。	A	B
(工)	人事管理事業	人事課	「周南市人材育成基本方針」に基づき、採用、能力開発、評価、異動・配置、処遇、職場環境の6つの取組を連動させたトータル人事システムの運用により、女性職員の能力開発の機会の確保、多様な分野への積極的な登用と職域拡大を図った。	B	A
(オ)	人事管理事業	人事課	「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を令和3年4月1日に改訂し、課長級以上の女性職員の割合について、15%を目標に取り組んだが、令和4年4月1日時点での実績値は6.7%にとどまった。	C	A
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	労働環境整備事業	商工振興課	国、県と合わせた啓発を継続的に行った。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	企業職場人権教育連絡協議会総会において、情報誌「じょいんと」を配布するなど男女共同参画に係る情報提供を随時行った。	B	A
(ウ)	市民活動推進事業	地域づくり推進課	市民活動登録団体(約280団体)の活動を支援するなかで、活動相談にも応じながら男性も女性も活動しやすい環境づくりを進めた。	B	B
③	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	情報誌「じょいんと」の発行や、男女共同参画セミナー、徳山大学委託事業、男女共同参画推進員による企画講座などを開催することにより、女性自らの意思で社会参画するための意識啓発を図った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画推進員や徳山大学が開催する企画講座や委託事業を支援した。	B	B
(ウ)	生涯学習推進事業	生涯学習課	市ホームページや生涯学習情報紙「ふあいんど」で情報提供を行った。	B	B
(工)	職員研修事業	人事課	「階層別研修」「一般研修」「特別研修」「派遣研修」等の職員研修において女性職員の能力開発の機会の確保に努めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当初予定していた研修を一部受講できなかった。	C	A
	人事管理事業	人事課	「周南市人材育成基本方針」に基づき、採用、能力開発、評価、異動・配置、処遇、職場環境の6つの取組を連動させたトータル人事システムの確立により、女性職員の能力開発の機会の確保、多様な分野への積極的な登用と職域拡大を図った。	B	A
(オ)	男女共同参画推進事業	人権推進課 人権教育課	一般市民の他、学生、企業が多数参加できるよう男女共同参画セミナーを周南市役所で開催した。(参加人数103人)	B	B
(カ)	労働環境整備事業	商工振興課	国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B
	男女共同参画推進事業	人権推進課	国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B
(キ)	労働環境整備事業	商工振興課	国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B

重点項目2 仕事と生活の調和の推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- (ア) 男女共同参画セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどでワーク・ライフ・バランスについての情報提供や啓発を行います。
- (イ) 市内企業向けのメールマガジン等を活用し、子育て支援制度や労働に関するセミナー開催などの情報提供を行います。
- (ウ) 周南市子ども・子育て支援事業計画に、家庭・地域・事業者・行政の役割について記載し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進を図ります。
- (エ) 市民・企業向けのワーク・ライフ・バランスの講演会などを市職員研修として位置づけ、職員の参加を増やし、さらなる意識啓発を図ります。
- (オ) 教員の働き方改革を推進し、教職員のワーク・ライフ・バランスを図ります。

② 多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援

- (ア) 子育て応援サイト「はびはぐ」や市広報を活用し、子育て世帯に必要な子育て支援情報を発信します。
- (イ) 放課後、週末、長期休業期間等における子どもの居場所づくりを推進するため、児童クラブのニーズに対応し、安全・安心な保育の確保を図ります。
- (ウ) 子育て交流センター「ぞうさんの家」や、子育て支援センターなどで親子向けの子育て講習会・講演会を実施してきましたが、社会情勢や親のニーズに合わせた提供サービスの内容を検討します。
- (エ) ファミリーサポートセンターの事業に関して、会員向けの研修会を定期的実施し、会員のスキルアップを図るとともに、保護者のニーズに応えられるような円滑なサービスの提供を図ります。
- (オ) 乳幼児ふれあい体験事業を開催し、思春期の児童が子育て中の保護者と関わることで、結婚・妊娠・出産・育児について触れ、多様な生き方を学ぶ機会を促進していきます。
- (カ) 通所の保育サービスに加え、延長保育や一時預かり、休日保育などの多様な保育サービスの提供を行うとともに、病児保育事業の充実を図ります。
- (キ) 保育所や認定こども園が地域に開かれた園として、世代や年齢を超えた交流を行います。
- (ク) 認知症サポーター養成の必要性について、学校と連携を図り、必要性の周知を行います。また、企業へも市広報や市ホームページを通じて、必要性の周知を行います。

重点項目2					
①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画推進員企画講座や情報誌「じょいんと」で啓発を行った。	A	A
			国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B
(イ)	労働環境整備事業	商工振興課	市ホームページで労働に関するセミナー開催などの情報提供を行った。	B	B
(ウ)	次世代育成支援対策事業	次世代政策課	令和2年3月に「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実」や「子育てと仕事の両立支援の推進」のための取組を進めている。	B	B
(エ)	職員研修事業	人事課	市民・地域・職場向けに実施するハートフル人権セミナーを市職員も受講し、意識啓発を図った。(参加人数 46名)	B	B
(オ)	学校教育推進事業	学校教育課	教職員の業務の負担軽減に向けて、市会計年度任用職員として、教員業務支援員、生活指導員・介助員、図書館司書及び図書館指導員を雇用了。中学校部活動について、「運動部活動の在り方に関する方針」「文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、その方針の中で、休養日の設定や活動時間の目安を示すことで、教員の部活動の負担軽減を図った。長期休業中に、学校の当番を置かなくてよい学校閉庁日を設け、教職員が年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備した。長期休業中に、通常の開始時刻及び終了時刻を1時間または30分早めたり、遅らせたりするよう勤務時間を割り振る「朝型勤務」「夕型勤務」を希望者に対して実施した。	B	B
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	母子保健指導事業	あんしん子育て室	子育てサークルの開催を母子保健推進協議会に事業委託をしているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子育てサークルの開催ができなかった。	C	A
	子育て世代包括支援センター事業	あんしん子育て室	保健師等の専門職が妊娠、出産、子育てに関するさまざまなニーズに相談対応し、必要な情報提供等を行った。	A	A
	子育て世代包括支援センター事業(基本型)	あんしん子育て室	子育てに関する情報を集約し、わかりやすく探しやすいメニュー構成で掲載する子育て応援サイト・アプリ「はびはぐ」を活用し、利用促進に努めた。令和2年3月からプッシュ通知で子育て情報を知らせる、電子母子手帳アプリを兼ねた子育て応援アプリ「はびはぐby母子も」を導入し、子育て情報の発信、子育て支援サービスの利用促進に努めている。	A	A
(イ)	児童クラブ事業	生涯学習課	入会者数が増加し、充足率が100%を大きく上回る児童クラブについて、学校・教育委員会の協力のもと、学校と共有で使用できる教室を提供いただき、児童の安心安全な保育に必要な環境整備を進めることができた。	A	A
(ウ)	地域子育て支援拠点事業	あんしん子育て室	子育て交流センターぞうさんの家ほか子育て支援センターで親子向けの子育て講習会・講演会を実施した。(88回 847人参加)	A	A
(エ)	ファミリーサポートセンター運営事業	あんしん子育て室	ファミリーサポートセンターで子育て講習会、周知活動を実施。(4回開催 53人参加)	C	B
	次世代育成支援対策事業	次世代政策課	令和2年3月に「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実」や「子育てと仕事の両立支援の推進」のための取組を進めている。	B	B
(オ)	母子保健指導事業	あんしん子育て室	母子健康手帳交付時から一貫した相談体制をとり、母子ともに健康に過ごせるよう支援した。	A	A
(カ)	次世代育成支援対策事業 保育所運営事業ほか多様な保育サービス事業の実施	こども支援課 次世代政策課 生涯学習課	<p>■公立施設14施設(保育所13施設、認定こども園1施設)、私立施設19施設(保育所9施設 認定こども園4施設、地域型保育施設6施設)で多様な保育サービスを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 : 公立保育所8施設 私立保育所9施設 私立認定こども園3施設 地域型保育施設4施設 ・一時預かり : 公立保育所13施設 公立認定こども園1施設 私立保育所4施設 私立認定こども園1施設 地域型保育施設3施設 ・休日保育 : 私立認定こども園1施設 ・障害児保育 : 公立保育所12施設 私立保育所7施設 公立認定こども園1施設 私立認定こども園2施設 地域型保育施設2施設 <p>■児童館運営事業: 市内で1か所の児童館を運営 ■児童クラブ事業: 市内25か所、45クラブで実施</p>	A	A
(キ)	保育所地域活動事業	こども支援課	公立保育所10施設、私立保育所2施設で世代間交流、異年齢交流、保護者への育児講座、郷土文化伝承活動などを実施した。	C	B
(ク)	認知症サポーター等養成事業	地域福祉課	キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を開催した。(17回開催 306人参加 うち学校関係への講座2回 51人参加)	B	A
	認知症施策総合推進事業	地域福祉課	認知症の講演会及び講座を実施した。(講座8回 184人参加)	A	A

重点項目2 仕事と生活の調和の推進

② 多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援(続き)

- (ケ) 家族会などの関係機関と連携し、男性介護者の支援を行います。
- (コ) 障害者や障害児の通所サービスの利用により、介護者の就労支援、または介護者の一時的休息を支えます。
- (サ) 青少年育成市民会議との協働の下、地域で子どもを育てる活動への支援を行うとともに、将来、地域における新たな担い手となる人材の育成に取り組みます。
- (シ) 地域ぐるみで家庭の教育力を高め保護者の不安を解消するため、小・中学校や家庭教育支援チームによる講座の開催のほか子育て相談などに取り組みます。

③ 男性の男女共同参画の推進

- (ア) 男女共同参画セミナーや講演会の開催、男女共同参画情報誌や市ホームページなどで男性の育児参加についての情報提供や啓発を行います。
- (イ) 子育て交流センター「ぞうさんの家」や子育て支援センターにおいて、育児相談や子育て情報の提供など、地域の子育て力を高めるための役割を果たすとともに、父親向けの講座を実施し、男性の育児参加を促進する取り組みを検討します。
- (ウ) 出産・育児を家族が協力して取り組めるよう両親学級を開催し、妊娠期からの正しい知識等の普及や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの支援を推進します。
- (エ) 育児相談や育児学級を開催し、育児についての知識などを深め、家族が協力して育児をすることの大切さを啓発します。
- (オ) 食生活改善推進協議会の地区活動として、減塩や栄養バランス等健康に配慮した食事を作ることができるよう、男性料理教室や健康料理教室を開催します。
- (カ) 市民センターなどで、夏休み期間中に親子参加行事を開催し、母親・父親が参加しやすい子育て支援につながる講座を企画します。
- (キ) 市民センターなどで、男性の家事分野での自立を促すための学習機会の提供や、意識づけ講座を開催します。
- (ク) 日曜参観日や長期休業中に親子奉仕作業を設定することで、親子が気軽に活動でき父親も学校に出てきて活躍することができるような環境づくりを行います。
- (ケ) 市も1事業所として、男性の育児休業取得の促進に関して、啓発を行います。

重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- (ア) 国や県と連携し、就職支援事業を推進するとともに、啓発普及を促進します。
- (イ) 女性雇用対策連絡会議をはじめ、関係機関や団体と連携し、地域で女性の雇用を支える仕組みづくりを推進し、雇用の確保や創出を促進します。
- (ウ) 関係機関や団体と連携し、起業・創業の支援をすることで、新たな雇用の創出を図ります。
- (エ) 企業職場人権教育連絡協議会において、事業所に向けて積極的な情報提供や啓発を図ります。

② 多様な働き方の実現に向けた環境づくり

- (ア) 啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発を促進します。
- (イ) 女性雇用の促進に向け、WEBサイトによる情報発信を促進します。
- (ウ) 市ホームページにおいて、起業に関する相談窓口の情報提供など、創業支援事業について紹介し、情報の充実を図ります。
- (エ) 男女共同参画セミナーや講演会の開催、男女共同参画情報誌や市ホームページなどで市民に向けて情報提供や啓発を行います。
- (オ) 企業職場人権教育連絡協議会の研修会で、事業所に向けて理解と協力を求めます。

重点項目2					
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ケ)	認知症施策総合推進事業	地域福祉課	認知症家族会等の主催による認知症カフェ等の開催の支援を行った。 (2か所で実施 計20回開催 延べ286人参加)	B	B
			男性介護者の集いの継続開催のため支援を行った。 (7回開催 45人参加)	B	B
(コ)	日中一時支援事業	障害者支援課	障害者の家族等の就労支援及び一時的な休息や障害児の発達を支援する日中一時支援事業を実施した。	A	A
(サ)	青少年健全育成事業	生涯学習課	青少年育成協働ネットワーク推進事業により、地域のおじさん・おばさん運動、子どもの見守り活動、「家庭の日」の啓発等「地域で子どもを育てる活動」を展開する「周南市青少年育成市民会議」の活動を支援した。	B	B
(シ)	家庭教育支援事業	生涯学習課	家庭教育支援チームによる主催講座を1回実施した。また、市内幼稚園・小学校・中学校の協力により、就学時健診等の機会を活用した家庭教育講座を14回実施した。	B	A
③	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画推進員による、男女共同参画の視点でアレンジした紙芝居の上演、情報誌「じょいんと」等で、男性の育児参加等について啓発を行った。	A	A
(イ)	次世代育成支援対策事業	次世代政策課	令和2年3月に「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実」や「子育てと仕事の両立支援の推進」のための取組を進めている。	B	B
	地域子育て支援拠点事業	あんしん子育て室	子育て交流センターぞうさんの家ほかに子育て支援センターで親子向けの子育て講習会・講演会を実施した。(88回 847人参加)	B	B
(ウ)	母子保健指導事業	あんしん子育て室	両親学級や育児相談、育児学級を開催した。 オンライン両親学級：4回開催 103人参加 オンライン離乳食教室：8回開催 155人参加	B	B
(エ)	母子保健指導事業	あんしん子育て室	育児相談：20回開催 127人参加 オンライン相談：73人参加	B	B
(オ)	食育推進事業	健康づくり推進課	男女とも健康に配慮した食事を作ることができるように、健康料理教室を開催した。 健康料理教室：22回 開催491人参加	C	C
(カ)	生涯学習推進事業ほか	生涯学習課	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市民センター等で親子参加行事を開催することが困難であったが、冬休みに親子参加行事を1回開催した。	B	B
(キ)	生涯学習推進事業	生涯学習課	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市民センターで男性料理教室を開催できなかった。	C	B
(ク)	学校教育推進事業	学校教育課	日曜参観日や長期休業中に親子で行う奉仕作業を設定することで、父親が学校に出てきて活躍することができるような環境づくりをした。	A	A
(ケ)	人事管理事業	人事課	男性職員の育児休業取得を促進するため、管理職への研修資料や育児休業取得希望者への説明資料を作成し、情報提供した。(令和3年度実績 男性職員の育児休業取得者4名)	B	A
重点項目3					
①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	労働環境整備事業	商工振興課	国、県と共同で就職支援事業を実施し、啓発においても連携して行った。	B	B
(イ)	労働環境整備事業	商工振興課	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により連絡会議は実施できなかったが、都度関係機関や団体と連携し、地域で女性の雇用を支える仕組みづくりを推進した。	C	B
(ウ)	労働環境整備事業	商工振興課	市ホームページのリンクにより、情報提供し、関係窓口の紹介をした。	B	B
(エ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	周南市企業職場人権教育連絡協議会において、情報提供や啓発を行った。	B	B
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	労働環境整備事業	商工振興課	国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発	B	B
(イ)	労働環境整備事業	商工振興課	市ホームページのリンクにより、情報提供し、関係窓口の紹介をした。	B	B
(ウ)	労働環境整備事業	商工振興課	市ホームページのリンクにより、情報提供し、関係窓口の紹介をした。	B	B
(エ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市ホームページ等で男女共同参画セミナーの開催情報を掲載した。	B	B
(オ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	周南市企業職場人権教育連絡協議会において、男女共同参画推進事業者の登録や認定などの情報提供を行い、理解と協力を呼びかけた。	B	B

重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

③ 農林水産業等における男女共同参画の推進

(ア)	農業経営において、共同経営者として女性農業者を認定する家族経営協定の締結について推進します。
(イ)	周南農林水産事務所や近隣市町と連携し、周南地域農山漁村女性連携会議や周南地域農山漁村女性のつどい等の開催を支援します。
(ウ)	周南地域の女性農林漁業者や農山漁村女性起業家・グループの交流会や各種イベントへの参加を促進します。
(エ)	農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業において、経営体における女性の経営参画を促進します。
(オ)	農山漁村女性活動促進対策事業において、地域の主要な担い手である女性がその持てる能力を発揮し、主体的に参画できる環境や体制整備づくりを推進します。
(カ)	地産地消推進協議会や関係機関により、女性農林漁業者等が行う商品開発を支援します。
(キ)	山口県農家生活改善士会、及び山口県漁村生活改善士会の活動を支援します。
(ク)	農林水産業などの運営に女性の意思を反映させるため、各種協同組合などの運営委員や農業委員などへの女性の登用や、方針決定過程への参画を進めるよう啓発します。

重点項目4 地域社会における男女共同参画の推進

① 地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

(ア)	年齢や性別を問わずさまざまな人々が自主的・主体的に参画する地域活動を推進します。
(イ)	市民センターなどで男女共同参画地域講座や男女共同参画推進員による出前講座などを行い、地域での男女共同参画の促進を啓発します。
(ウ)	女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画を推進する市民活動グループや団体などへ男女共同参画に関する情報提供や連携協力を図ります。
(エ)	男女共同参画推進員については、自発的に活動できるよう支援を行います。また、地域のリーダーとして、地域住民への意識啓発の一助を担えるよう積極的な機会の提供に努めます。
(オ)	産官学民連携の中での公開講座として、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを開催します。

重点項目5 国際社会における男女共同参画の推進

① 国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の推進

(ア)	姉妹都市交流事業に際しては、性別などに関わらず、姉妹都市間の友好親善の深化に寄与し、国際化社会に対応できる人材になり得る青少年を幅広く募集し、派遣者を決定します。
(イ)	国際交流サロン事業では、より多くの住民が国際交流に関心を持ち、性別や年齢などに関わらず参加しやすい機会を継続的に提供します。

重点項目3					
③	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	新規就農者確保・定着支援事業	農林課	家族経営において、夫婦が互いに共同経営者として認め合う家族経営協定締結に向けて啓発を図った。	B	B
(イ)	女性農水産業者情報共有事業	農林課 水産課	周南農林水産事務所主導のもと、「周南地域農山漁村女性連携会議」と「周南地域農山漁村女性学習会」が行われ、その開催を支援した。	B	B
(ウ)	やまぐち農山漁村女性起業ネットワーク事業	農林課 水産課	県と連携して農山漁村女性起業家・起業グループの活動に関する情報交換及び起業活動に関する知識・技術の交流を促進した。 「HACCP研修会」の参加を促進した。 やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド「やまみちゃん」の認定及び利用促進に協力した。	B	B
(エ)	農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業	農林課 水産課	周南農林水産事務所主導のもと、女性農林漁業者のロールモデルとなる経営参画者（ステキ女子）を育成することで女性の活躍を促進し、農林水産業の魅力アップ・農山漁村の輝き創出を図り、ネットワークの構築及び若い世代の定着を促進した。	B	B
(オ)	女性が輝く農林水産業づくり推進事業	農林課 水産課	女性農業者等で組織する団体の活動支援を行った。 生産振興の担い手となるための知識や技術の習得を図る研修会への参加を促進した。	B	B
(カ)	6次産業化・地産地消推進事業	農林課	県と連携して市内事業者の新商品開発を支援した。	B	B
(キ)	生活改善士活動促進事業	農林課 水産課	生活改善士会の活動を支援した。	B	B
(ク)	役員等参画促進事業	農林課	農家生活改善士の選出を継続し、社会参画の機会を支援した。	B	B
重点項目4					
①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	市民活動推進事業	地域づくり推進課	市民活動登録団体（約280団体）の活動を支援するなかで、活動相談にも応じながら男性も女性も活動しやすい環境づくりを進めた。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市民センター等で男女共同参画推進員企画講座を実施し、地域における男女共同参画の意識向上を図った。（開催回数5回 参加人数158人）	A	A
	人権教育推進事業	人権教育課	ハートフル人権セミナーを市民センター等で実施し、男女の人権尊重意識の向上を図った。（2回）	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画市民活動グループ「ともにSmile」など各団体へ情報提供を行った。	B	B
(エ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画推進員による男女共同参画の視点でアレンジした紙芝居の上演等を実施し、男女共同参画について啓発を行った。	A	A
			男女共同参画推進員9名を市民リーダーとして育成し、地域活動として男女共同参画の普及啓発にあたった。	A	A
(オ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画セミナーを開催し、市民、職場、学生、職員に広く男女共同参画の意識啓発を行った。 （開催回数1回 参加人数103人）	A	A
重点項目5					
①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	国際交流事業	観光交流課	例年、姉妹都市交流事業として姉妹都市へ中高生からなる友好親善訪問団を派遣していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で派遣できなかった。	C	B
(イ)	国際交流事業	観光交流課	周南地域に在住する日本人と外国人との交流を深めるイベントとして、国際交流サロンを開催し、多文化共生の推進を図った。（サロン4回開催）	B	B

基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり

重点項目6 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

具 体 的 な 施 策	① 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり	
	(ア)	「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」を、市民センターなどの公共施設に設置している人権啓発コーナー、市ホームページや研修会などで周知や啓発を行い、市民の人権意識の醸成を図ります。
	(イ)	市広報において、男女共同参画に関する内容を掲載し、人権意識の醸成を図ります。
	(ウ)	男女共同参画に関するセミナーや地域講座、男女共同参画推進員による出前講座などの開催や男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行により、男女共同参画の意識啓発を図ります。
	(エ)	男女共同参画の視点に立った社会制度について、企業対象の研修や出前講座を充実させ、意識啓発を進めます。
	(オ)	人権に関する学習の場や学習情報、学習教材の提供を行い、人権全般についての啓発を進めます。
	(カ)	小・中学校の教育課程で、各教科、特別の教科道徳、特別活動などを通して、基本的人権の尊重の視点に立った人権教育を推進します。
	(キ)	市民センターなどにおける人権教育研修で、男女の人権尊重意識の啓発や男女共同参画推進員の地域リーダー育成も視野に入れ、意識啓発を進めます。
	(ク)	人権尊重の視点から男女共同参画に関する施策・事業を推進していくため、市人権施策推進連絡協議会を通して、市職員の人権意識の醸成を図ります。
	② 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供	
	(ア)	男女共同参画に関する調査研究の実施や情報を収集し、市広報、市ホームページ等で啓発や情報提供し、男女共同参画社会の実現のための市民意識の醸成を図ります。
	(イ)	市広報や各種啓発資料などについて、男女の固定的な性別役割分担意識を反映した表現の有無など、男女共同参画の視点から十分な配慮をします。
	(ウ)	事業所や学校などにおける男女平等のための意識啓発や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に向けて、資料提供や講師派遣などの支援を行います。
	(エ)	生涯学習事業全体の中で、メディア・リテラシーの視点を盛り込んだ社会教育事業を推進します。

重点項目7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

① 男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実	
(ア)	小・中学校の教育課程で、各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ、学校生活全体を通して、男女共同参画について考えていく教育を推進します。
(イ)	人権教育の推進状況について、各学校で実態調査を行い、自らの学校における男女共同参画への取組の状況を振り返り、改善を図ることで、男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実に努めます。
(ウ)	地域学習活動を通じて、男女の人権尊重を現代における男女共同参画の課題として考え、理解を深める研修を各地区で取り組めるよう推進します。
(エ)	学び・交流プラザや市民センターで行う学習活動情報コーナーや学習イベント情報コーナー、情報紙「ふぁいんど」や市ホームページなどにより、わかりやすい人権学習情報を提供します。
(オ)	学校、地域、職場などで男女共同参画への理解を深め、男女が社会の対等な構成員として自らの意思で社会参画できるよう、時代のニーズをとらえた研修内容や学習機会を提供します。

基本目標 2

令和3年度評価 A…積極的に推進 B…現状で実施 C…縮小で実施
 今後 A…積極的に推進 B…現状で実施 C…縮小で実施 D…中止を予定

重点項目 6

※注意事項 3年度評価について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった事業については「C」としています。

①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	人権啓発事業	人権推進課	「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を、市ホームページへの掲載や研修会などでの配布による周知を図り、市民への意識啓発を行った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市広報において、男女共同参画週間（6月）及び男女共同参画推進月間（10月）に特集を掲載した。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	情報誌「じょいんど」を発行し、啓発した。（4,000部） 男女共同参画セミナー（1回）男女共同参画地域講座（5回）、男女共同参画推進員企画講座（5回）を実施した。（参加人数合計 530人）	A	A
(エ)	人権教育推進事業	人権教育課	企業職場人権教育連絡協議会における研修及び講演会（2回）や、講師派遣（17回）を行った。	A	A
(オ)	人権教育推進事業	人権教育課	学校、地域、企業への啓発ビデオの貸し出しを行った。（42件）	B	B
	人権啓発事業	人権推進課	地域団体や地域住民に、人権に係る学習の場や学習情報、学習教材の提供を行い、人権全般についての啓発を行った。 市内の公共施設41か所の人権啓発コーナーに「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」を含む学習資料を提供した。	A	A
(カ)	学校教育推進事業	学校教育課	各教科、道徳、特別活動等を通して、基本的人権の尊重の視点に立った人権教育を進めた。その中で、男女の平等についても考える場を設けるなど、人権尊重・男女平等の意義や理念の理解、実践的な人権感覚の育成を図った。	A	A
(キ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市民センター等で男女共同参画推進員企画講座の開催を通して啓発した。（男女共同参画推進員企画講座5回 参加人数158人）	A	A
(ク)	人権啓発事業	人権推進課	全庁的に人権尊重の視点から施策・事業を推進していくため、庁内の「周南市人権施策推進連絡協議会」を通して、職員の人権意識の醸成を図った。	A	A
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市広報で男女共同参画を2回特集した。（59,000部発行） 6月は男女共同参画週間、10月は男女共同参画推進月間の特集を掲載した。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業	全課	市が発信する広報や各種啓発資料などについて、男女の固定的な役割分担意識を反映した表現がないか、男女共同参画の視点から十分な配慮をした。	A	A
	広報事業	広報戦略課	男女共同参画を阻害する表現がないか留意した。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業	人権推進課 人権教育課	企業職場人権教育連絡協議会や学校へ情報誌「じょいんど」を配布し、講座やセミナー等による情報提供をした。	A	A
(エ)	生涯学習推進事業	生涯学習課	生涯学習事業全体の中でメディア・リテラシーの視点を盛り込み、社会教育事業を行った。	B	B

重点項目 7

①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	学校教育推進事業	学校教育課	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ、学校生活全体を通して、男女共同参画について考え、理解を深めた。	A	A
(イ)	学校教育推進事業	学校教育課	各学校において実態調査を実施することによって、自らの学校における男女共同参画の理解を深め、山口県人権教育推進指針の「分野別施策の推進」を活用した研修を行うことで、男女共同参画の意識を高めた。	A	A
(ウ)	生涯学習推進事業	生涯学習課	地域学習活動を通して、男女の人権尊重を現代的課題として考え、理解を深めた。	B	B
(エ)	生涯学習推進事業	生涯学習課	学び・交流プラザに各市民センターで行う学習活動情報コーナーや学習イベント情報コーナーを設け、情報提供した。また、市ホームページや生涯学習情報紙「ふぁいんど」で情報提供を行った。	B	B
(オ)	人権教育推進事業	人権教育課	ハートフル人権セミナーを市民センター等で実施し、男女共同参画に関する問題について取り上げ、オリジナル紙芝居等を行った。（2回）要望に応じ、出前講座に出向いた。	A	A

重点項目 7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

② 女性の参画を促進するための学習機会の充実

- (ア) 男女共同参画に関するセミナーや地域講座、男女共同参画推進員による出前講座などの開催や男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行により、女性の社会参画や女性の活躍推進の意識啓発を図ります。
- (イ) 市民センターなどの公共施設に設置している人権啓発コーナーや市広報、ホームページ等により学習情報を提供します。
- (ウ) セクシュアル・ハラスメントやDVなどの現代的課題や、女性の社会参画を後押しするような課題を取り上げた講座などを開催し、学習の場の提供、学習情報の提供を行います。
- (エ) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画に関する市民活動グループや団体などへ、男女共同参画に関する情報を提供します。

重点項目 8 市民との協働と推進体制の整備充実

① 市民活動の支援と市民組織の育成

- (ア) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画に関する市民活動グループや団体などへ男女共同参画に関する情報提供や連携協力を図ります。
- (イ) 男女共同参画推進員が、自発的に活動できるよう支援を行います。また、地域のリーダーとして、地域住民への意識啓発の一助を担えるよう、活動機会の積極的な提供に努めます。
- (ウ) 産官学民連携の中での公開講座として、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを開催します。
- (エ) 男女共同参画推進員と人権擁護委員の合同研修会を開き、ネットワークの拡大を図ります。

② 推進体制の強化・充実

- (ア) 市男女共同参画推進本部において、本計画の進捗状況の調査及び報告などにより、男女共同参画に関する施策及び関連施策の総合的かつ効果的な推進に努め、市職員が男女共同参画意識を持ち、各施策にその視点を反映できるよう努めます。
- (イ) さまざまな施策や事業を男女共同参画の視点に立って実施し、男女の固定的な性別役割分担意識を反映して、男女共同参画の推進を阻害するものがないか常に留意します。
- (ウ) 男女共同参画の推進について市職員研修を実施するとともに、市職員全体の意識の醸成を図ります。
- (エ) 市女性職員の能力開発の機会を確保するため、市職員研修を計画的に実施します。
- (オ) 法務局、県、市民団体などと連携を図り、男女共同参画の推進に努めます。

重点項目 7					
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	情報誌「じょいんと」の発行や、男女共同参画セミナー、男女共同参画地域講座、男女共同参画推進員による紙芝居上演などを開催することにより、女性自らの意思で社会参画するための意識啓発を図った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市民センターなどの公共施設に設置している人権啓発コーナーや市ホームページ等により、女性が参画しやすく、意識啓発ができる学習情報を提供した。	A	A
(ウ)	生涯学習推進事業	生涯学習課	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学び・交流プラザにおいて、子育て世代の女性の悩みやストレスの解消をねらった「ママトーク」を実施できなかった。	C	B
	人権教育推進事業	人権教育課	ハートフル人権セミナーを市民センター等で実施し、男女共同参画に関する問題について取り上げ、オリジナル紙芝居等を行った。(2回)	A	A
(工)	男女共同参画推進事業	人権推進課	女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画市民活動グループ「ともにSmile」など各団体へ情報提供を行った。	B	B
重点項目 8					
①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、徳山大学や各地域における男女共同参画推進事業の実施に関する連携協力を図った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画推進員による男女共同参画の視点でアレンジした紙芝居の上演等を実施し、男女共同参画について啓発を行った。	A	A
			男女共同参画推進員が、男女共同参画セミナーの開催に携わり、セミナーの参加や定例会での学習会などで自らの資質向上を図った。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画推進員9名を市民リーダーとして育成し、地域活動として男女共同参画の普及啓発にあたった。	A	A
(工)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画推進員と人権擁護委員(周南人権擁護委員協議会)が連携してネットワークの拡大を図った。	B	B
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	全庁的な基本計画の連携実施に努め、基本計画事業調査・報告書作成等を行った。「男女共同参画推進状況報告書」を市の全庁公開キャビネットに掲示し、職員に周知を図った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市の施策や事業などの中に、男女の固定的役割分担意識を反映して、男女共同参画の推進を阻害するものがないか常に留意した。	A	A
(ウ)	職員研修事業	人事課	「周南市職員研修基本方針」に基づき、業務研修、登用に資する研修等へ女性職員を積極的に参加させ、意識啓発、能力向上のための計画的な研修の実施に努めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当初予定していた研修の参加及び実施が一部できなかった。	C	A
(工)	職員研修事業	人事課	「階層別研修」「一般研修」「特別研修」「派遣研修」等の職員研修において女性職員の能力開発の機会の確保に努めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当初予定していた研修を一部受講できなかった。	C	A
(オ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画に関わる行事や取組等の周知について、県、法務局、市民団体などと連携に努めた。	A	A

基本目標3 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

重点項目9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

具 体 的 な 施 策	① 暴力を許さない意識づくりの推進	
	(ア)	男女共同参画地域講座や男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどでDV防止の啓発を行います。
	(イ)	高校生などを対象にデートDV防止講座を開催し、DVの未然防止や早期発見につながる啓発活動を行います。
	(ウ)	県が作成した学習展開例「男女相互の望ましい人間関係の在り方」などを活用し、特別活動などでデートDVについて学習することを通して、暴力の未然防止や性に対する正しい認識の意識づくりを図ります。
	② 相談・連携体制の整備・充実	
	(ア)	DV被害者への適切な支援を行うために、こども・子育て総合支援拠点に女性相談員を配置し、被害者本人や家族から相談を受けます。また、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との連携を密に図り、被害者の安全確保と必要な支援を実施します。
	(イ)	DVと児童虐待の関連性を重視し、こども・子育て総合支援拠点に配置した子ども家庭支援員、虐待対応専門員、および女性相談員が大人や子ども自身からの相談に応じたり、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
	(ウ)	こども・子育て総合支援拠点は、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見及び保護、または要支援児童への適切な支援を行うため、関係機関を招集し、情報共有や円滑な連携・協力体制の強化を図ります。また、研修などを通じ職員のスキルアップを図ります。
	(エ)	配偶者暴力相談担当者研修会及びDVや児童虐待防止対策等に関する専門研修に職員を派遣し、相談関係者の資質向上を図ります。
	(オ)	DV相談連絡協議会により、関係部署・関係機関との連携を図ります。
	(カ)	学校生活アンケートや生徒指導アンケート等を通して、相談体制の整備・強化に努めます。
	(キ)	各学校では、ケース会議などを設定し、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、担当課と連携した取組を推進します。
	(ク)	もやいネットセンターを核として、福祉の総合相談体制、地域見守りネットワークを構築することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。もやいネットセンターを核として、高齢者の総合相談体制、地域見守りネットワークを構築することにより、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。
	(ケ)	基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者や関係機関と連携して、障害者やその家族等への相談支援体制の充実を図ります。
	(コ)	障害者虐待の未然防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。
	(サ)	犯罪被害者などが直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。また、関係する窓口や機関を紹介します。

基本目標 3

令和3年度評価 A…積極的に推進 B…現状で実施 C…縮小で実施
 今後 A…積極的に推進 B…現状で実施 C…縮小で実施 D…中止を予定

重点項目 9

※注意事項 令和3年度評価について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった事業については「C」としています。

①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	男女共同参画セミナーや講座、市広報や市ホームページ、情報誌「じょいんと」、相談先紹介カードで、DV防止の啓発と相談窓口の紹介を行った。女性に対する暴力をなくす運動期間中に本庁舎ロビーでパネル展示コーナーを設置した。文字放送等による啓発を行った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市内高等学校、専門学校等において、デートDV防止についての講座を開催した。(5校 受講者総数243人)	B	A
(ウ)	学校教育推進事業	学校教育課	道徳科や保健体育科、特別活動等教育活動全体を通して、男女の相互の望ましい人間関係の在り方等について考える機会を設け、暴力の未然防止や性に対する正しい認識をもたせるなど、デートDV防止への意識向上を図った。	A	A
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	子ども家庭総合支援拠点事業	あんしん子育て室	女性相談員を配置し、DV及び女性保護に関する相談を受け、関係部署・関係機関と連携し、加害者の追跡から被害者を保護する措置を講じた。(令和3年度DV相談件数 こども・子育て相談センター 157件)	A	A
	市民相談事業	生活安全課	令和3年度DV相談件数 生活安全課市民相談センター 3件	A	A
(イ)	子ども家庭総合支援拠点事業	あんしん子育て室	子ども・子育てに関する相談やDV及び女性保護に関する相談を、専任の家庭児童相談員及び女性相談員が受けた。また、児童虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。(令和3年度児童家庭相談新規受付件数516件 うち虐待対応件数 137件)	A	A
(ウ)	子ども家庭総合支援拠点事業	あんしん子育て室	要保護児童対策地域協議会にて代表者会議を実施した。また、他機関による支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図り、個別ケース検討会議を実施して支援計画を立て、進捗状況について実務者会議にて報告し、再評価を行った。(令和3年度 代表者会議1回 実務者会議4回 個別ケース検討会議13世帯31件)	A	A
(エ)	男女共同参画推進事業	関係課	DV相談関係職員研修へ職員を派遣し、相談関係者の資質向上を図った。	A	A
(オ)	男女共同参画推進事業	人権推進課	DV相談連絡協議会を開催し、関係部署・関係機関による体制強化と連携を図った。	A	A
(カ)	専門家配置事業	学校教育課	市内全小・中学校では、週1回程度の学校生活アンケート及び教育相談アンケートを実施している。各校においては、児童生徒から挙げてきたさまざまな内容に目を通し、管理職をはじめ学年や学校全体で共通理解を図り、場合によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(SSW)等とチームを組んで課題の解決にあたった。また、いじめが疑われる事案については、早期に学校教育課に連絡が入る体制となっており、学校、市教委、関係機関等が一体となって課題の解決に取り組めるよう相談体制の整備・充実に努めた。	A	A
(キ)	スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課	要保護児童対策地域協議会で協議される事案については、場合によってはスクールソーシャルワーカーを含めたケース会議を定期的開催し、関係機関と連携した課題解決に向けての取組を推進した。	A	A
(ク)	もやいネットセンター推進事業	地域福祉課	福祉全般の困りごとなど、24時間体制で相談・対応を行い、誰もが地域で安心して暮らせる体制づくりとともに、地域の見守り拠点である「もやいネット地区ステーション」や民生委員、福祉員などと連携し、地域の特色にあった見守り活動を展開した。	A	A
(ケ)	障害者相談支援事業	障害者支援課	基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携して総合的な相談業務及び権利擁護に係る取組を行った。	A	A
(コ)	障害者権利擁護事業	障害者支援課	障害者虐待防止センターを設置し、虐待の防止、障害者の保護、支援等を行った。	B	B
(サ)	防犯関係事業	生活安全課	令和3年度中の条例制定に向け、犯罪被害者等支援に関係する個人や関係団体等から成る「犯罪被害者等支援条例制定懇話会」を設置し、条例案や支援策等に関する様々な意見を基に「周南市犯罪被害者等支援条例」を制定。令和4年4月1日に施行した。	A	A

重点項目9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

③ 被害者支援の推進

(ア)	DV被害者への適切な支援を行うために、こども・子育て総合支援拠点に女性相談員を配置し、被害者本人や家族から相談を受けます。また、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との連携を密に図り、被害者の安全確保と必要な支援を実施します。
(イ)	DVと児童虐待の関連性を重視し、こども・子育て総合支援拠点に配置した子ども家庭支援員、虐待対応専門員、および女性相談員が大人や子ども自身からの相談に応じたり、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
(ウ)	こども・子育て総合支援拠点では、緊急性のあるケースについて、一時保護施設へ迅速な入所ができるよう、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との効率的な連携を図ります。また、庁内関係部署や庁外関係機関との連携により、安全が確保され、将来的に地域で安心した暮らしを送ることができるよう、切れ目なく、きめ細かな支援ができるための体制づくりを進めます。
(エ)	加害者が不当に被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的として、DVやストーカー行為、児童虐待などに準ずる行為の被害者保護に向けた処置を行います。また、他市町村に支援の必要がある場合は、電話及び文書で速やかに連絡を行います。
(オ)	市営住宅の入居募集（定期・随時募集）については、抽選における優遇措置として、当選確率を一般の応募者の2倍にするとともに、単身向け募集住宅の要件を満たしている者としての取り扱いを行います。
(カ)	一時入居については、市営住宅を行政財産目的外使用の取り扱いにより使用を許可します。（使用期間：居住先が見つかるまでの期間（最長1年）、使用料：周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第2条に基づき徴収）※【対象】DV防止法の一時的保護、母子生活支援施設による保護が終了して5年以内、または裁判所の命令申立てを行って効力が生じた日から起算して5年以内のもの。
(キ)	虐待や環境面等の理由により、居宅生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへの措置対応を行います。また、自己管理能力の低下している高齢者に対する金銭管理や判断能力が不十分な認知症高齢者などに対し、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を行い、高齢者の自立支援や日常生活を営むことができる環境の整備に努めます。
(ク)	犯罪被害者などへの保健医療サービス・福祉サービスの提供、安全の確保、居住安定を図るための配慮など必要な支援を行っています。

④ 性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進

(ア)	男女共同参画地域講座や男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどを活用し、防止・啓発に努めるよう広く情報提供を行います。
(イ)	こども・子育て総合支援拠点に配置した子ども家庭支援員、虐待対応専門員、および女性相談員が大人や子ども自身からの相談に応じたり、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
(ウ)	学校生活アンケートや生徒指導アンケート等を通して、相談体制の整備・強化に努めます。
(エ)	高齢者虐待、障害者虐待を防ぐために、虐待の防止及び早期発見・対応に関する研修会などを開催することにより、関係機関とのネットワーク構築や有効的に機能するための取組や周知を行います。
(オ)	企業職場人権教育連絡協議会において、職場におけるハラスメント等の防止・啓発に努めるよう啓発や情報提供を行います。

重点項目 9			※注意事項 令和3年度評価について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった事業については「C」としています。		
③	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	子ども家庭総合支援拠点事業	あんしん子育て室	女性相談員を配置し、DV及び女性保護に関する相談を受け、関係部署・関係機関と連携し、加害者の追跡から被害者を保護する措置を講じた。 (令和3年度DV相談件数 こども・子育て相談センター 157件)	A	A
	市民相談事業	生活安全課	令和3年度DV相談件数 生活安全課市民相談センター 3件	A	A
(イ)	子ども家庭総合支援拠点事業	あんしん子育て室	子ども・子育てに関する相談やDV及び女性保護に関する相談を、専任の家庭児童相談員及び女性相談員が受けた。 また、児童虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。(令和3年度児童家庭相談新規受付件数516件 うち虐待対応件数137件)	A	A
(ウ)	子ども家庭総合支援拠点事業	あんしん子育て室	女性相談員を配置し、DV及び女性保護に関する相談を受け、関係部署・関係機関と連携し、加害者の追跡から被害者を保護する措置を講じた。 (令和3年度DV相談件数 こども・子育て相談センター 157件)	A	A
(エ)	住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	市民課	加害者が不当に被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図るため、住民票や戸籍附票の発行停止などの支援措置を行った。	A	A
(オ)	市営住宅管理事業	住宅課	入居時の抽選において、当選確率を一般の応募者の2倍とし、また単身向け募集住宅の要件を満たしている者としての取り扱いを行った。	B	B
(カ)	市営住宅管理事業	住宅課	緊急避難場所として、市営住宅の使用申請の受付を行った。	B	B
(キ)	老人保護措置事業	高齢者支援課	環境上の理由や経済的な理由等により、居宅生活が困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることにより、高齢者の生活の安定を図った。	B	B
	成年後見制度利用支援事業	地域福祉課	親族がいない又は親族の協力が得られない判断能力が不十分な認知症高齢者等の成年後見制度の利用支援を行った。	A	A
(ク)	防犯関係事業	生活安全課	令和3年度中の条例制定に向け、犯罪被害者等支援に関係する個人や関係団体等から成る「犯罪被害者等支援条例制定懇話会」を設置し、条例案や支援策等に関する様々な意見を基に「周南市犯罪被害者等支援条例」を制定。令和4年4月1日に施行した。	A	A
④	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業	人権推進課	市広報や市ホームページ、情報誌「じょいんと」で、ハラスメントについて情報提供を行った。	A	A
(イ)	子ども家庭総合支援拠点事業	あんしん子育て室	子ども・子育てに関する相談やDV及び女性保護に関する相談を、専任の家庭児童相談員及び女性相談員が受けた。 また、虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。(令和3年度児童家庭相談新規受付件数516件 うち虐待対応件数 137件)	A	A
(ウ)	スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課	市内全小・中学校では、週1回程度の学校生活アンケート及び教育相談アンケートを実施した。令和3年度は、「ストーカーやセクシャル・ハラスメント等に係る相談」は挙がってきていないが、学校、市教委、関係機関等が一体となった相談体制の整備・充実に努めた。	A	A
(エ)	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業	地域福祉課	高齢者の安心した生活を確保するために、もやいネットセンター、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者虐待防止のためのネットワークの構築を進めた。	A	A
	障害者権利擁護事業	障害者支援課	障害者虐待防止センターを設置し、虐待の防止、障害者の保護、支援等を行った。	B	B
(オ)	人権教育推進事業	人権教育課	研修会や出前講座等でハラスメントについて理解と防止に向けた啓発を行った。	A	A

重点項目10 生涯を通じた健康づくりの推進

① 生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援

(ア)	市民病院の地域連携室において、専属スタッフ（女性スタッフ）を配置することで、健康相談や受診科目などの総合的な相談業務を行います。
(イ)	妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査の公費負担、訪問指導等を実施することにより、安全・安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目ない支援体制の強化を図ります。
(ウ)	周南市健康づくり計画等に基づき、関係機関と連携し一人ひとりの主体的な健康づくりを推進します。
(エ)	生活習慣病を予防し、健康診査等により早期発見、早期治療を推進します。

② 性を尊重する意識づくりの推進

(ア)	妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、家族が協力しながら安心して育児ができるよう、情報提供や支援を行います。
(イ)	児童・生徒に対し、思春期ふれあい体験学習を通して、乳幼児とその保護者とふれあうことにより、生命の大切さや将来の人間形成に必要な父性や母性を育む取組を学校と共同し推進します。
(ウ)	小・中学校において、発達段階に応じて意図的・組織的・計画的な指導を行います。
(エ)	青少年健全育成関連団体との協働により、思春期の子どもに対し、互いの性を尊重し、自身の身体と心を大切に学ぶの機会を提供します。

重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

① あらゆる人が安心して暮らせる環境づくり

(ア)	ひとり親世帯や多子世帯への子育て支援について、国、県の動向を踏まえながら事業を着実に進めます。
(イ)	高齢者、子ども、障害者、生活困窮者などの多様な福祉相談に対応できる窓口体制の構築を図ります。
(ウ)	障害者が社会参画しやすい社会になるよう、共生社会についての広報・啓発を進めます。
(エ)	医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスが一体化した地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
(オ)	高齢者が健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防の取組を推進します。

重点項目10					
①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	病院管理事業	病院管理室	市民病院の地域連携室において、専属スタッフ（女性スタッフ）を配置することで、健康相談や受診科目などの総合的な相談業務を行った。	A	A
(イ)	母子保健指導事業	あんしん子育て室	母子健康手帳交付時から一貫した相談体制をとり、母子ともに健康に過ごせるよう支援した。	A	A
(ウ)	健康推進事業	健康づくり推進課	周南市健康づくり計画に基づき、健康寿命の延伸を目指し、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころの健康と休養」「歯・口腔」「たばこ・飲酒」「健康管理」の6項目に取り組んだ。	B	B
(エ)	健康推進事業	健康づくり推進課	生活習慣病の予防、健康寿命の延伸を目指し、いつでも、どこでも、だれでも気軽に取り組める健康づくり「しゅななスマートライフチャレンジ」を企業、事業所、関係団体等と連携して取り組んだ。（各世代に応じ6つのチャレンジ実施 延べ3,860人参加）	B	B
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	母子保健指導事業	あんしん子育て室	妊産婦には、妊娠届け出時の面接相談や乳児訪問に合わせた産婦への相談指導を実施。また、随時電話等による相談も実施した。	B	B
(イ)	母子保健指導事業	あんしん子育て室	小・中学生を対象に思春期ふれあい体験学習を実施した。（1校）	A	A
(ウ)	学校教育推進事業	学校教育課	助産師等を講師として学校に招き、性に対する学びの機会を提供するなど、小・中学校とも発達段階に応じて、意図的・組織的・計画的な指導を行った。	A	A
(エ)	青少年健全育成事業	生涯学習課	環境浄化活動として、白ポストの設置・回収、有害図書区分陳列を点検・指導することも環境クリーンアップ活動及び街頭補導を実施した。（定例街頭補導7回）	B	B
重点項目11					
①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	次世代育成支援対策事業 子育て短期支援事業 多子世帯保育料等軽減事業	次世代政策課 あんしん子育て室 子ども支援課	ひとり親世帯や多子世帯への子育て支援を行った。 母子父子自立支援事業12人 母子父子寡婦福祉資金等貸付事業1件 ひとり親家庭医療費助成事業1,510人 児童扶養手当事業855人 遺児福祉手当事業45人 子育て短期支援事業24人 多子世帯保育料等軽減事業202人	A	A
(イ)	もやいネットセンター推進事業	地域福祉課	平成28年1月に開設した「福祉総合相談窓口」において支援を必要とする人が、適切な制度やサービス、関係機関へつながるよう、対象者を限定せずに相談を受け、対象者の状況把握、課題分析を行い、関係機関と連携した相談支援の実施に取り組んだ。	A	A
(ウ)	地域自立支援協議会運営事業	障害者支援課	障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生し、自分らしく暮らせるまちづくりを基本理念に、障害者の芸術活動への理解を深めるため、「障害者週間アート作品展」を開催し、地域社会における共生に取り組んだ。	B	B
(エ)	地域包括支援センター運営事業	地域福祉課	地域包括支援センター5か所、高齢者相談コーナー3か所の体制で運営。地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの運営について協議。また、地域包括ケア推進会議を年4回開催し、市と地域包括支援センターの情報共有・連携体制の構築を行った。	B	B
	認知症施策総合推進事業	地域福祉課	認知症家族会等の主催による認知症カフェ等の開催の支援を行った。（2か所で実施 計20回開催 延べ286人参加） 男性介護者の集いの継続開催のため支援を行った。（7回開催 45人参加）	B	B
	在宅医療介護連携推進事業	地域福祉課	徳山医師会等の協力のもと、あ・うんネット周南在宅医療介護連携推進会議を設置し、事業を実施。人生会議の市民啓発や、ワーキンググループ会議、コアメンバー会議、全体会議等を実施した。	A	A
(オ)	地域介護予防活動支援事業、介護予防普及啓発事業	地域福祉課	地域介護予防活動への支援、介護予防普及啓発の取組を実施した。 出前トーク（介護予防等）：30回開催 518人参加 認知症予防教室：5回開催 59人参加 フレイル予防運動教室：6回開催 130人参加 いきいき百歳体操：162か所で開催 1,636人参加	A	A

重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

① あらゆる人が安心して暮らせる環境づくり(続き)

- (カ) 認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症サポーターを養成するとともに、相談・見守り体制を整備します。
- (キ) 地域の困りごとやニーズを話し合う場（協議体）の設置を支援し、日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に進めます。
- (ク) 医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の暮らしを支援します。
- (ケ) 「周南市消費者見守りネットワーク協議会」による高齢者や障害者等に対する見守り活動を通して、消費トラブルの未然防止・拡大防止に取り組みます。
- (コ) 市民の消費生活等に関するトラブルを未然に防止するため、「消費生活センター」における相談体制の強化や啓発に努めます。
- (サ) 交通安全に関する啓発や広報活動により交通事故防止を図ります。
- (シ) 警察や防犯協議会・地域の防犯ボランティア等と協力しながら、防犯パトロール等の充実を図ります。
- (ス) 暴力団のいない明るい住み良い地域社会の実現を目指し、暴力追放に関する啓発や広報活動を進めます。
- (セ) 高齢者が地域活動に参加できる仕組みづくりや、老人クラブ連合会を中心に会員の増加を図りながら、地域貢献や社会参画できる事業を検討していきます。
- (ソ) だれもが参加しやすく、現代的課題の解決につながる講座を企画し、市民センターだより、チラシなどで周知を図ります。

② 防災分野における男女共同参画の促進

- (ア) 防災アドバイザー制度や出前トーク・研修会などで、市民の防災に関する意識啓発を図ります。
- (イ) 県や関係機関と連携して、市民の適切な避難行動が自発的に行われるための体制づくりを推進し、災害時の「逃げ遅れゼロ」の実現を目指します。
- (ウ) 男女共同参画の視点からの防災、災害対策の必要性などについて、広く市民に広報・啓発を行うとともに、各地域の自主防災組織において、積極的に女性の参画を促進します。
- (エ) 防災会議において、女性委員を登用するなど、女性の意見を市の防災・災害対策に反映します。
- (オ) 避難所での生活に関し、男女双方の人権を尊重しつつ安全・安心を確保した運営が行われるよう対策を講じます。

重点項目 1 1					
①	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(カ)	認知症サポーター等養成事業	地域福祉課	キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を開催した。(17回開催 306人参加 うち学校関係への講座2回 51人参加)	B	A
	認知症施策総合推進事業	地域福祉課	認知症家族会等の主催による認知症カフェ等の開催の支援を行った。(2か所で実施 計20回開催 延べ286人参加)	B	B
(キ)	生活支援体制整備事業	地域福祉課	地域の困りごとやニーズを話し合う場(協議体)の設置の推進、協議体において現状や課題の把握・地域での助け合い活動等について検討した。(第2層協議体設置19地区 協議体設置運営及び設置に関する会議157回)	B	A
(ク)	在宅医療介護連携推進事業	地域福祉課	徳山医師会等の協力のもと、あ・うんネット周南在宅医療介護連携推進会議を設置し、事業を実施。人生会議の市民啓発や、ワーキンググループ会議、コアメンバー会議、全体会議等を実施した。	A	A
(ケ)	地方消費者行政推進事業	生活安全課	本来であれば、「周南市消費者見守りネットワーク協議会」の構成員に対し年1回、全体会・研修会を実施するが、令和3年度はコロナの感染拡大防止のため、開催を見合わせた。しかしながら、同協議会を通じて、高齢者等に対する見守り活動は実施し、情報提供のあった2件に対応した。	B	A
(コ)	消費生活事業	生活安全課	消費者被害の未然防止、拡大防止を目的として、市広報や市ホームページ等への定期掲載、消費生活展等の開催、出前トークの実施などの啓発活動を行った。 しゅうなん出前トーク 計13回 消費生活セミナー開催 計3回	A	A
(サ)	交通安全推進事業	生活安全課	周南市交通事故0(ゼロ)の日である、毎月1日、11日、21日の街頭立哨や春・夏・秋・年末年始の交通安全運動、広報活動、また幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室の開催等により、意識啓発を図った。	A	A
(シ)	防犯関係事業	生活安全課	防犯パトロール等を警察や防犯協議会、地域の防犯組織と連携し実施した。また、悪質商法やうそ電話詐欺等による高齢者被害が後を絶たないことから、警察と連携して、様々な啓発活動を実施した。	A	A
(ス)	暴力追放関係事業	生活安全課	周南市・下松市・光市の各市における暴力追放のための各種民間団体及び関係機関等で組織する山口県周南地区暴力追放運動協議会により啓発活動を実施した。	A	A
(セ)	生涯現役推進事業	高齢者支援課	周南市高齢者プランに「高齢者が活躍できる社会づくりの推進」を掲げ、高齢者が地域で活躍できる場の創出に努めた。	B	B
(ソ)	生涯学習推進事業	生涯学習課	市民センター講座・学級を通じて、高齢者のデジタル・ディバイド解消などの現代的課題について学ぶ機会を企画し、広く地域住民の参加を促した。	B	C
②	事業名	担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	防災アドバイザー派遣事業	防災危機管理課	市内の各学校や自主防災組織だけでなく民間会社・団体まで幅広く依頼を引き受け、女性の視点からの防災についても冊子(市独自)を配布する等、市民の意識啓発を行った。	B	B
(イ)	避難行動支援事業	防災危機管理課	自主防災組織による避難行動要支援者名簿の登録者を対象とした家具転倒防止器具設置の支援要望はなく未実施となった。 地域ぐるみでの率先避難(呼びかけ避難)行動の体制づくりを4地区進めた。	B	A
(ウ)	自主防災組織育成事業	防災危機管理課	自主防災組織等に出前トークを3回実施し、市民に広報・啓発を行った。災害時に男性だけでなく女性も主体的に役割を果たせるよう、支援や日ごろからの連携・協働を進めた。	B	B
(エ)	防災対策事業	防災危機管理課	防災会議において、女性の意見を市の防災・災害時対策に反映した。	B	B
(オ)	防災資機材整備事業	防災危機管理課	避難所において、男女双方の人権を尊重しつつ安心・安全を確保した運営が行えるよう、簡易間仕切り及び更衣室等の資機材整備を行った。	B	B

第2次周南市男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」～ 目標指数に対する進捗状況

項目	設定・算出根拠	単位	H31	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
			目標値	現状値	現状値	現状値	現状値	現状値	現状値	現状値
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【社会全体】	市民アンケート調査	%	24.0	23.2	—	—	—	—	22.8	—
講座、講演会、セミナーなどへの参加者数	まちづくり総合計画 すまいるプラン実施報告	人	1,750	919	1,065	1,146	1,562	2,543	1,167	1,926
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【家庭】	市民アンケート調査	%	39.0	37.0	—	—	—	—	36.2	—
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【教育】	市民アンケート調査	%	54.0	52.6	—	—	—	—	53.1	—
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【職場】	市民アンケート調査	%	25.0	22.4	—	—	—	—	26.6	—
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【固定的な社会通年・しきたり】	市民アンケート調査	%	21.0	19.3	—	—	—	—	19.9	—
市の各種審議会等における女性委員の登用率	内閣府・県・庁内調査	%	40.0	32.6	32.4	31.8	30.5	32.2	30.9	34.0
女性委員のいる審議会等の割合	内閣府・県・庁内調査	%	95.0	85.2	88.7	88.5	83.3	84.6	87.9	89.1
自治会長に占める女性の割合	内閣府・県・庁内調査	%	12.0	10.4	12.7	11.9	12.1	14.5	11.5	13.9
周南市民アンケート調査で、市政への市民参画「ぜひ参画したい」「機会があれば参画したい」という女性の割合	市民アンケート調査	%	23.0	21.9	—	—	—	—	23.9	—
係長以上の女性職員の割合(企業・消防除く)	内閣府・県・庁内調査	%	30.0	23.3	22.9	23.2	20.9	23.0	23.0	21.8
通常保育定員数		人	2,380	2,355	2,355	2,365	2,476	2,461	2,484	2,484
延長保育実施保育数	すまいるプラン実施報告	件	18	17	17	17	19	20	20	21
児童クラブ実施数	まちづくり総合計画 すまいるプラン実施報告	クラブ	50	36	37	38	41	44	44	44
市民活動関連講座などの年間参加者数	まちづくり総合計画	人	150	139	185	89	338	251	321	372
市民活動グループバンクの登録団体数	まちづくり総合計画 すまいるプラン実施報告	団体	320	309	291	289	278	273	286	300
子育て支援や少子化対策の充実に対する満足度	市民アンケート調査	%	58.0	38.6	—	—	—	—	47.6	—
国際交流事業参加者数	まちづくり総合計画	人	1,100	964	921	899	1,515	1,083	1,115	994
自主防災組織率	まちづくり総合計画	%	100.0	86.9	87.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市内事業者の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定件数	県認定数	件	35	28	30	38	42	49	51	55
家族経営協定数		件	8	5	6	6	8	12	12	12
農村女性企業グループ		件	18	13	—	—	13	13	13	12
認定農業者数		人	70	60	59	58	58	57	60	64
認定就農者累計数	まちづくり総合計画	人	6	0	10	15	22	29	33	36
新規漁業就業者数	まちづくり総合計画	人	10	4	5	5	5	5	7	7
山口県農家生活改善士の数		人	20	15	—	—	11	10	13	7
農業委員に占める女性の割合	内閣府・県・庁内調査	%	25.0	6.0	6.5	21.9	21.9	16.7	17.6	17.6
健康教育受講者数	まちづくり総合計画	人	15,000	12,209	9,857	10,847	10,673	9,691	8,759	8,398
妊婦の健康診査受診率		%	99.0	98.7	98.9	100.4	99.7	99.3	100.7	96.7
就業・生活支援センターの支援を受け、就職した障害者数	まちづくり総合計画	人	29	23	9	15	23	8	5	24
老人クラブ会員数	まちづくり総合計画	人	6,700	5,512	5,283	5,359	5,386	5,554	5,604	5,442
認知症サポーター養成数	まちづくり総合計画	人	10,000	6,624	7,479	8,673	10,724	11,972	13,338	14,347

※現状値の基準年月日は、各項目に定める現在日による。

※算出根拠が市民アンケート調査による項目は、平成25年度及び平成30年度実施の現状値

第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～後期～

令和3年度

男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況

（報告書）

令和4年(2022)年7月

周南市環境生活部人権推進課男女共同参画室

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

TEL 0834-22-8205 FAX 0834-22-8243